

雫石町環境保全活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における特定外来生物による生態系等に係る被害の防止や町民の生物多様性保全に対する意識高揚を図るため、雫石町環境基本計画に掲げる基本理念に賛同し、町内に生息する特定外来生物の駆除作業を実施する団体に対し、予算の範囲内で雫石町環境保全活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定外来生物」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に定める生物のうち、次に掲げる生物をいう。

- (1) オオハンゴンソウ
- (2) アレチウリ
- (3) オオキンケイギク

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付対象となる団体は、営利を目的としない団体で次に掲げるものとする。

- (1) 行政区
- (2) 自治会
- (3) 子ども会
- (4) 老人クラブ
- (5) その他町長が認めた組織・団体

2 奨励金の交付を受けようとする団体は、特定外来生物駆除作業を行うこと及び当該所有地に駆除した特定外来生物を廃棄することについて、あらかじめ土地所有者から承諾を得るものとする。

3 奨励金の交付対象となる駆除作業は、掘取りによる特定外来生物の駆除作業とする。

(駆除作業の原則)

第4条 前条第3項の駆除作業は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条の2に規定する原則に則り、行わなければならない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表に定める額とする。ただし、奨励金の交付の対象となる作業は、年1回とする。

(駆除作業の届出)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、雫石町環境保全活動届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の届出書の受付期間は、毎年6月1日から7月末日までとする。

(交付の申請等)

第7条 前条の団体が奨励金の交付を受けようとする駆除作業を終えた場合は、雫石町環境保全活動奨励金交付申請書兼請求書（様式第2号）に雫石町環境保全活動実績報告書（様式第3号）を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請書兼請求書の提出期限は、駆除作業実施後、原則として30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までとする。

(奨励金交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は交付を決定し、請求者に対し、環境保全活動奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(報告及び調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者等に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(奨励金の返還等)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が奨励金の交付手続時に提出した書類に偽りその他不正があったときは、既に交付した奨励金の全部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

奨励金交付基準表

区分	金額
活動回数割	1回につき10,000円
特定外来生物駆除の面積割	1㎡あたり 1,000円（上限額40,000円）